33＋35	適格旧Tier 1 資本調達手段の額のうちその他Tier 1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
	経過措置によりその他Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額				
	…… （その内訳を記載）				
	……				
36	その他Tier 1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)				
その他Tier 1 資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier 1 資本調達手段の額				
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額				
39	少数出資金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額				
40	その他金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額				
	経過措置によりその他Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額				
	…… （その内訳を記載）				
	……				
42	Tier 2 資本不足額				
43	その他Tier 1 資本に係る調整項目の額 (ホ)				
その他Tier 1 資本					
44	その他Tier 1 資本の額 ((ニ)－(ホ)) (ヘ)				
Tier 1 資本					
45	Tier 1 資本の額 ((ハ)＋(ヘ)) (ト)				

Tier 2 資本に係る基礎項目 (4)					
46	Tier 2 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳				
	Tier 2 資本調達手段に係る負債の額				
	特別目的会社等の発行するTier 2 資本調達手段の額				
47＋49	適格旧Tier 2 資本調達手段の額のうちTier 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
50	一般貸倒引当金Tier 2 算入額及び適格引当金Tier 2 算入額の合計額				
50 a	うち、一般貸倒引当金Tier 2 算入額				
50 b	うち、適格引当金Tier 2 算入額				
	経過措置によりTier 2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額				
	…… （その内訳を記載）				
	……				
51	Tier 2 資本に係る基礎項目の額 (チ)				
Tier 2 資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier 2 資本調達手段の額				
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier 2 資本調達手段の額				
54	少数出資金融機関等のTier 2 資本調達手段の額				
55	その他金融機関等のTier 2 資本調達手段の額				
	経過措置によりTier 2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額				
	…… （その内訳を記載）				
	……				
57	Tier 2 資本に係る調整項目の額 (リ)				
Tier 2 資本					
58	Tier 2 資本の額 ((チ)－(リ)) (ヌ)				